

議案第 56 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者世帯に対する軽減判定所得の基準額を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。